

令和5年第1回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和5年3月15日 午後 3：30

○散 会 午後 7：06

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
健康長寿課長 櫻 庭 輝 雄	子育て応援課長 伊 藤 佐和子
教育総務課長 斉 藤 栄 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------



令和5年第1回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和5年3月15日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- |        |         |  |  |
|--------|---------|--|--|
| 日程第 1  |         |  | 議会運営委員会の報告   |
| 日程第 2  | 議案第 1号  |  | 潟上市債権管理条例（案）について   |
| 日程第 3  | 議案第 2号  |  | 潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について                                |
| 日程第 4  | 議案第 3号  |  | 潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例（案）について                     |
| 日程第 5  | 議案第 4号  |  | 潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例（案）について             |
| 日程第 6  | 議案第 5号  |  | 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について                               |
| 日程第 7  | 議案第 6号  |  | 潟上市子ども・子育て会議条例及び潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 8  | 議案第 7号  |  | 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について    |
| 日程第 9  | 議案第 8号  |  | 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について            |
| 日程第 10 | 議案第 9号  |  | 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について         |
| 日程第 11 | 議案第 10号 |  | 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について                              |
| 日程第 12 | 議案第 11号 |  | 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について                               |

- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 潟上市農業集落排水施設設置条例及び潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する等の条例（案）について
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 潟上市飯田川ふれあいの家設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 権利の放棄について（市営住宅使用料に係る債権）
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 権利の放棄について（水道料金及びメーター使用料に係る債権）
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 市道路線の認定、廃止及び変更について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 4 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 5 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

- 日程第 29 議案第 29 号 令和 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 5 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 5 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 32 議案第 32 号 令和 5 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 33 議案第 33 号 令和 5 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 34 議案第 34 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 35 議案第 35 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計予算（案）について
- 日程第 36 陳情第 1 号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 37 陳情第 2 号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 38 陳情第 3 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 39 陳情第 4 号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 40 陳情第 5 号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 日程第 41 陳情第 6 号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書
- 日程第 42 議案第 36 号 令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 43 発議第 1 号 潟上市議会の個人情報保護に関する条例（案）について



午後 3時30分 開会

○議長（小林 悟） 傍聴者の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、開議時刻を3時30分に変更願います。

お諮りします。現在の時刻は3時30分です。午後5時を越えることが想定されますので、会議時間を延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。よって、会議時刻を延長することに決定しました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 審議に先立ちまして、追加提案いたしました令和5年度補正予算（案）の概要について申し上げます。

はじめに、あきた出産おめでとう給付金事業についてであります。

令和4年4月1日以降、新たに子どもが生まれた世帯に対し、子ども1人当たり2万円の祝い金を支給する県事業で、出産子育て応援給付金に上乘せして支給するものであります。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクを軽減させるため、5類への引き下げ後もワクチン接種を継続するもので、春開始接種と秋開始接種の2回を予定しております。

詳細につきましては、この後、担当部長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### 【日程第1、議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。7番堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） それでは、私から議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、3月の14日に、追加提出議案及び議事日程を議題として、委員、

正副議長、当局から説明員として副市長、総務部長及び福祉保健部長の出席のもとに開催をしております。

本定例会最終日の運営についてご報告いたします。

追加提出議案について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、本日の議事日程に追加をし、当局説明、質疑、討論、採決の順に行うことと決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【日程第2、議案第1号 潟上市債権管理条例（案）について から 日程第41、陳情第6号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書】

○議長（小林 悟） 次に、日程第2、議案第1号、潟上市債権管理条例（案）についてから日程第41、陳情第6号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決までを行います。

令和4年度各会計補正予算（案）並びに令和5年度各会計予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番 鑑総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鑑 仁志） それでは、私から総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

令和5年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和5年3月3日

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、菅原秀雄、菅原龍太郎、鑑 仁志



3. 欠席委員 鈴木 司

4. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

5. 書記には、総務部財政課 金澤瑛希さんをお願いしております。

6. 審査の経過と結果について報告いたします。

議案第1号、潟上市債権管理条例（案）について。

本条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定め、市の債権の管理の適正化を図るため、条例を制定するものです。

委員からは、債権管理条例（案）第8条の規定では、地方自治法施行令第171条の2から4までの強制執行等については、「必要な措置をとらなければならない」との内容になっているが、強制執行は行うのか。担当課だけに任せるのではなく、全体を管理する担当を設置する考えはあるかとの質問があり、当局からは、第8条については、資力があっても納めない人に対しては、こうした措置をとる内容ですが、債務者の資力を慎重に見極め判断していきます。また、これまでは担当課が運用を決めて、それぞれ債権回収を行っていましたが、今後は、条例に基づき統一的なルールで、運用をマニュアル化するなど、適正な債権管理に努めるものです。債権放棄を判断する組織等についても、今後検討していきたいと思っておりますとの回答がありました。

また委員からは、債権は市民全体の財産であり、歳入の中でも重要である。今回議案を提案する背景は何なのか。監査委員の指摘というが、放棄については慎重にしてほしい。債権管理条例は時間をかけてもよかったのではないかと。可決され、4月1日に施行されれば、市長の考えでどうにでもなるのではないかと。質問があり、当局からは、債権は基本的に全額支払ってもらわなければならないということで、これまで債権放棄を行って来ておりませんが、支払われる見込みがないものを管理することは合理的でないと監査委員に指摘されており、これに対し条例を制定し、一定の基準のもとに取り組んでいくということです。また、第10条に放棄の基準を幾つか列挙しており、ぎりぎりまで徴収努力をし、債権放棄にあたっては慎重に判断するものです。時間と費用をかけて小額の債権を回収するかどうかという点においても、監査委員からは効率性について指摘を受けておりますので、改めてこの条例の制定を契機に全庁的に取り組んでいくものとするとの回答がありました。

本案は、可否同数につき、委員長採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号、潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、保有個人情報の開示請求の手續等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、潟上市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務等を改めるとともに、規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、審査会委員の任期を2年から3年に変更した理由について質問があり、当局からは、会議の回数自体が多くなく、この制度に見識を持った方をお願いしている関係で、長く務めていただきたいということと、国の情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期が3年であることから、それにならった形となっているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、職員の定年年齢が引き上げられることに伴い、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る年齢の要件を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、潟上市飯田川ふれあいの家設置条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、施設の老朽化に伴い、潟上市飯田川ふれあいの家を廃止するため条例を廃止するものです。

委員からは、利用されている方はどのくらいいたのかとの質問があり、当局からは、利用者は令和元年度が17件、令和2年度が16件、令和3年度が2件で、令和4年度は天井落下の危険性があるため貸し出ししていないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう

求める陳情書。

本陳情は、政党機関紙の勧誘や配達、集金行為に関する現状把握とルールをいま一度明確にするとともに、政治的中立性を疑われるような行為は慎み、読みたい職員には自宅へ配達するなど、住民の不安解消を求めるものです。

委員からは、現在、庁舎内で勧誘・配達・集金行為をしているのか。また、庁舎内で上記行為を行っていいのかなど実態が不明なので、調査を行った上で慎重に所管の委員会として採択するかどうかを決めるべきとして、継続審査とすべきとの意見がありました。

本陳情は、採決の結果、継続審査3名につき、継続審査とすべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） ただいま委員長から報告のありました議案第1号、潟上市債権管理条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。9番中川光博議員。

○9番(中川光博) 今、報告の中で、この制度に見識を持った方をお願いしている関係でというふうな報告ありましたけれども、見識を持った方っていうことですのでけれども、どういう分野の皆さん方で何名ですかというふうなご審議ありましたでしょうか。

○議長(小林 悟) 14番 鑑 仁志総務常任委員長。

○総務文教常任委員長(鑑 仁志) そこまでは審議しておりません。

○議長(小林 悟) よろしいですか。再質問ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、潟上市飯田川ふれあいの家設置条例を廃止する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番(佐藤義久) 令和4年度は天井落下の危険性があるため貸し出してない。誠にそのとおりだったと思いますが、これまで天井修理だとか修繕だとかする考えがなかったと思われるほど放置しておりました。このあたり、どういう説明を受けておりましたか。

○議長(小林 悟) 14番鑑総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(鑑 仁志) 天井の落下のどこまでは審査しておりません。

○議長(小林 悟) よろしいですか。再質問ありますか。

○5番(佐藤義久) なし。

○議長(小林 悟) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。5番佐藤義久議員。反対討論をお願いします。

○5番(佐藤義久) 飯田川のふれあいの家廃止について反対の立場で討論を行います。

当該施設は昭和45年の建築とは申せ、市政協議会でも申し上げましたが、当該施設は飯田川の法務局の旧登記所であります。築年から、この頃はコンクリートミキサ一車で生コンクリート打設思います。したがって、コアを採取してアルカリ性成分を分析、含有量を調べて、しかるべき専門家に意見を聞いて、どのくらいの年数が耐用年数として残されているか調査すべきであります。

市当局は地元の説明会を行い、解体の方向とお話しされているようですが、長年集会所として活用してきた関係から利便性があるわけで、既に2町内から陳情書が提出されていることも裏付けております。現状の公民館では総会もままならず、聞くところでは大潟村で総会を開くようです。まあ開かれたようです。また、老人クラブなどは、羽立の集会所までは遠すぎるようです。

過去に雨漏りの修理を頼んだことがありましたが、そのときは、修理はルーフトレインに木の葉が詰まり、つついたら水が流れたと聞きます。雨漏りは片屋根のトタン葺きで解消します。10年の延命を図れたら、地元市民は満足でしょう。

予算を見ますと、解体費と改修費で1,089万7,000円、既設の物入れを移動して和室と洋室を通し部屋にとの計画と聞いています。解体費は少ないから、少なからず高額と考えます。10年持ち送りでき、市民の声、願いを聞き修理したら、ウィン・ウインの関係になります。この際、少ない経費で節約したらよいのではないかと考えます。

以上の理由で、議案の13号には反対します。

以上です。ご賛同願います。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まあ継続審議ということなんですけれども、継続で調査するということのようなんですけれども、憲法19条は、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとあります。全職員に対して新聞を購読しているかどうかというふうなことを調査するとなれば、今言ったような憲法に違反する違法行為です。憲法違反の行為に触れるかというふうな議論はありましたか。

○議長（小林 悟） 14番鑑総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鑑 仁志） ありませんでした。

○議長（小林 悟） 再質問ありますか。

○8番（藤原典男） なし。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。8番藤原典男議員。最初、反対討論から。

○8番（藤原典男） 今定例会へ秋田県を明るくする会より陳情されている、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書についてですが、住所と差出人は違いますが、県内では同じく秋田県を明るくする会より13市町村に対し出されており、全国的には同じく〇〇を明るくする会ということで判明してるだけでも1道12県にわたっており、組織的な取組ということになっております。

住所から調査したところ、秋田県国際勝共連合事務所ということが分かりました。旧統一教会の政治組織が国際勝共連合です。安倍晋三元首相を銃撃した山上徹也容疑者は、母親が旧統一教会の信者で約1億円の献金をしていたため、山上容疑者は経済的に苦しんでいたとされております。マインドコントロールにより靈感商法でのつぼ売りとかで信者に多額の献金を強要してきました。国会では、この団体から政府と自民党関係者が選挙での応援を受けてたということで、日本共産党や他の野党からも追及され、関係を絶つと宣言しましたが、国民からの大きな批判を受けました。被害額は全国靈感商法対策弁護士係がまとめた資料によると、相談件数は3万4,537件で、被害額は1,237億円です。これは被害額の一部に過ぎず、1兆円を超え、家族も含めると100万人にもなると、上るとも言われております。

旧統一教会は2つの顔を持っており、一つは靈感商法、集団結婚などで甚大な被害を出している反社会的カルト集団の顔、もう一つは統一教会と裏腹の一体の政治組織、国際勝共連合をつくり、反共と反動の先鞭を務めてきたことです。

旧統一教会は、世界基督教統一神霊協会として韓国で1954年5月1日に設立され、日本では1959年に設立し、64年に宗教法人の認証を受けました。国際勝共連合は、旧統一教会と同じく文鮮明を創始者として1968年に結成された政治団体です。政治の節目節目で政治的謀略を重ねてきました。70年の京都府知事選、79年の東京都など、選挙など謀略ビラの配布や演説中に罵声を発声して12名が逮捕されたこともあります。日本共産党や民主主義を拡大しようとする団体を妨害し、潰すことが目的の政治謀略団体です。反社会的団体を許さないということで、被害を受けた方も賠償請求は団体の解散を求めているところではあります。憲法やジェンダー平等にも否定的な態度をとっております。勝共連合とは反平和、反民主主義、反人権、反理性の団体です。彼らの闘いは民主主義と平和を守り、発展させる闘いでもあり、民族的、国民的な課題ともなっております。

日本共産党は50年以上も彼らの不当な妨害と闘ってきました。カルト集団が引き起こす社会問題は、1つ目は対社会妨害型、2つ目は経済被害型、3つ目、信者収奪型、4つ目は家族破壊型という4分類で現れるという指摘もあります。組織的にこの4つを行っている大規模な団体は、日本ではオウムと旧統一教会ぐらいしかありません。

北九州市議会は、反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議が全会一致で採択され、本市議会は旧統一教会との間で行事への参加やメッセージの送付、会費の納付等の関係を一切もたないことを宣言するとあります。東京清瀬市議会は、旧統一教会及びその関係団体による被害の救済防止を求める意見書を全会一致で可決しております。

憲法第19条は、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとあります。庁舎内での政治活動については、既に横浜川崎地裁で結論が出ております。職員がどんな本を読もうと、新聞を読もうと調査されることはないし、自由であり、業務上必要な資料として、庁舎内での節度ある活動については憲法で保障された政治活動として認めなければならない旨の結論が出ております。

反社会的活動を行ってる団体の政治組織である国際勝共連合の統一地方選挙を前にした謀略的陳情を許すとなれば、潟上市議会も市民から批判を受けるでしょう。陳情の否決を求めるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論を行います。賛成討論ありませんか。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 陳情の内容全てに対し賛成するものではありません。ただ、陳情等の要旨に、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書となっております。

この政党機関紙という部分についてであります。我が党も政党機関紙、公明新聞がございます。公明党として庁舎内の勧誘は勧奨しないことになっております。したがって、私は職員への購読勧誘は一切しておりません。その一点だけで陳情に対し賛成の立場でございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 陳情第6号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・



集金を自粛するよう求める陳情書のいわゆる継続審査について反対の討論をいたします。

今回のこの件に関しては、庁舎内における新聞の勧誘なり、販売なり、その賃金の支払い等について、市民に疑念を抱かせるようなそういうことに関しての慎みをもって陳情という内容になってます。しかし、政治活動そのもの、機関紙の購読そのものについては、自由なことでありまして、それに対して何ら制限をつけるものではない、そういうふうな見解を持っています。私自身も現職時代から赤旗を購入してきましたが、何らそういうふうな、いわゆる付度をしたものでもないし、むしろ、いわゆるその勉強という過程の中で、その機関紙を購読させていただいたと、こういうふうな思いを持っています。職員についてもやはり広範な知識を得るという点では、いろいろなものに偏りのない幅の広い知見を得るということは大変大事なことだというふうに思っています。

問題は、それを販売、勧誘の役目を担う言動なりがあったか否や、この点でありますけれども、いわゆるそのことに関しても、その行政の中で、管理する部分の行政の中の対応いかんということももちろんあるわけですが、その人となりというものが一番に重要視されるものだというふうに思います。それが長年にわたって今日まで営々と続いてきたというふうな状況がありますので、その点については、私は、この政党活動、あるいは新聞の購読活動に対して真摯に取り組んできているというその人となりを含めてですね、今回の継続審査の関係については反対といたします。

終わります。

○議長（小林 悟） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

**【社会厚生常任委員長の報告】**

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原典男社会厚生常任委員長。

（「休憩してほしい」の声あり）

○議長（小林 悟） そういうことですか。じゃあ暫時休憩します。5分休憩します。

午後 4時07分 休憩

.....

午後 4時13分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 令和5年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年3月3日（1日間）

2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書 記 市民生活部地域づくり課 森川祐希

5. 審査の経過と結果について

議案第5号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、出産育児一時金の額を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。現行の40万8,000円を48万8000円に改めるものです。

委員からは、現在の出産費用は幾らぐらいかとの質問があり、当局からは、全国の平均出産費用は約50万円だが、本市の令和4年度の平均出産費用は約42万円との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市子ども・子育て会議条例及び潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整備するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、過料とはどんな場合に発生するのかという質問があり、当局からは、認定の際、虚偽の報告等をした場合に10万円以下の過料が科せられるという回答がありま

した。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行等により、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する等のため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、懲戒権を削除する理由について質問があり、当局からは、懲戒権がしつくと称して虐待を正当化する口実に利用されている事案が発生していることにより、民法の改正があったとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等により、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設する等のため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等により、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、対象となる施設数について質問があり、当局からは、公立11か所、民間1か所という回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、医師や看護師、介護職員などの配置基準見直しと大幅増員、ケア労働者の

賃上げ支援、労働環境の抜本的改善、公衆衛生体制の拡充、患者及び利用者の負担を軽減することを国に求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第4号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、医療・介護・保育・福祉などの現場で働く全ての労働者を対象とした賃上げ補助を全額国庫負担で支援を行うこと及び所定内賃金を全産業平均水準になるよう対策を講じること等を国に求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情書。

本陳情は、利用料引き上げやケアプランの有料化などを行わないこと、介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、大幅な人員増及び新型コロナ対策の強化、介護保険料等の負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の見直しと介護保険財政における国庫負担割合の引き上げを国に求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第5号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市子ども・子育て会議条例及び潟上市子ども・子育て支援法

に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採

択することに決定しました。

次に、陳情第4号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### 【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） それでは、令和5年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年3月3日（1日間）
2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二、6名です。
3. 説明当局 産業振興部長、建設部長、各関係課長
4. 書 記 産業振興部商工観光振興課 鈴木渉さんをお願いしてございます。
5. 審査の経過と結果

議案第10号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行により、国の道路占用料の額が改定されたことを踏まえ、本市の道路占用料の額を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、改正の理由について質問があり、当局からは、固定資産税評価額が上がったことによる改正であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、民法等の一部を改正する法律による民法の一部改正により、給水装置を設置し、または使用する目的で他の土地等を使用することができる権利が規定されたことから、当該権利の行使が適法であるかを確認する規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、条例案の詳細について質問があり、当局からは、所有地が市道等と隣接しておらず、他の土地を経由して水道を取り出す場合、管理者は、給水装置の新設等の申込みをする者に対し、水道接続の方法や工法などをその土地の所有者へあらかじめ通知をしたことの誓約書を求めることができるとするものであるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、潟上市農業集落排水施設設置条例及び潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する等の条例（案）について。

本条例は、農業集落排水事業を廃止することに伴い、関係条例を廃止するとともに、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、施設の解体等について質問があり、当局からは、施設は備品倉庫として活用するため、解体はしないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第15号、権利の放棄について（市営住宅使用料に係る債権）。

本案は、市営住宅使用料に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員から、議案第15号、第16号について、総務文教常任委員会と連合審査するべきではとの提案があり、各委員から意見を伺い協議し、採決した結果、賛成少数により連合審査するべきとの提案は否決となりました。

委員からは、債権の放棄に至った経緯について質問があり、当局からは、これまで私債権は債権が消滅していないため、安易に債権放棄や免除を認めるべきではないという考えのもと、回収の見込みがないものも含めて債権として管理してきた。令和3年度の決算審査において、監査委員から債権管理を適切に行うこと及び公正かつ効率的に不納欠損処理ができる環境整備に取り組むため、債権管理条例等の制定の検討について意見をいただいていたことから、死亡や行方不明、破産など、回収の見込みがない債権について放棄するに至ったとの回答がありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、権利の放棄について（水道料金及びメーター使用料に係る債権）。

本案は、水道料金及びメーター使用料に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員からは、市営住宅の債権放棄に係る水道の債権放棄分はどのぐらいかとの質問があり、当局からは、住宅使用料と水道使用料は私債権であるため、情報の共有はできないとの回答がありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、市道路線の認定、廃止及び変更について。

本案は、市道の路線を認定し、廃止し、及び変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

委員からは、市道認定について質問があり、当局からは、開発行為に関する庁内検討で協議した道路であり、市道認定基準要綱を満たしていれば市道として認定するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書。

本陳情は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅引き上げの実現と地域間格差

の解消及び全国一律最低賃金制度の実現を国に求めるものです。

本陳情は、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第2号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

本陳情は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように中小企業・零細企業への支援策を最大限拡充することを国に求めるものです。

本陳情は、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

(「休憩してほしい」の声あり)

○議長(小林 悟) 暫時休憩。

午後 4時35分 休憩

.....  
午後 4時51分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、議事進行します。

ただいま委員長から報告のありました議案第10号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。反対討論。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 議案第11号、この条例には同意する文言もあるが、この改正の前に市内の都市計画の見直しが必要不可欠だと思います。市内全域を都市計画区域にし、二田地区は当面、市街化区域にし、ほかは市街化調整区域でも、建築基準法に適合したまちづくりが必要に考えます。聞くところでは、秋田都市計画区域内は8年後の見直しと聞きます。これまで将来の潟上市を想像し、計画を企画すべきであります。この件においては、県の指導主事の指導を仰ぎ、進めることが大切なところと思います。

以上の観点から、反対するものです。ご賛同願います。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、潟上市農業集落排水施設設置条例及び潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する等の条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、権利の放棄について（市営住宅使用料に係る債権）について質疑

を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。15号です。反対討論。討論を行います。反対討論からどうぞ。

○5番(佐藤義久) 議案第15号、反対意見。

議案第15号について、市営住宅の使用料に係る債権についての放棄には、現時点では賛成できません。市長はじめ職員の責任が大きく比重を占めております。委員会においても市民には責任はありません。将来において水道料金値上げが必要と聞きます。議案16号にも関連し、債権放棄、このためと思われると考えます。反対意見を申し上げておりました。債権放棄は何のためにか、市民の理解が必要と考えます。行政だから回収に尽力しなくてもできる技です。民間企業だと倒産です。後に市民感情に悪影響を及ぼすものと推察いたします。したがって、私の案ですが、行政に関わった者の責任です。令和4年度で職員数286名と聞きます。市長、副市長、議員の連帯責任として処理すべきものであります。本人が死亡、保証人が死亡していて追跡不可能とのことでしたが、議員も収入未済額、つまり未収金の決算書は記されていると思います。これがチェックしたのでしょうか。責任は生じると思います。

市営住宅の債権は316万6,940円、8人のうち破産が1件、40万円ですが、事情を聞いていませんが、生活保護世帯にならなかったのか、1年9か月の滞納です。その他は死亡、行方不明が平均35か月強です。保証人も死亡と聞きました。一件一件精査はしておりませんでした。委員会では、建設課長さんの答弁では、今後はしっかり整理し、引き続き完璧にと約束はしたものの、私は合併直後でした、保証人を確認した経緯があります。死亡の場合は補充するようにと、整理することを進言しております。私の案ですが、職員の報酬が平均27万円だそうです。10分の1、3年で年1回納めること、既に年1回3年間、市長は86万円で、議員が36万円の報酬で、失礼しました、既に年1回3年間負担するとして按分する。市民への説明も必要と思います。今後の処理において、市民の理解と議会の承認が必要ではないでしょうか。不良債権を処理するために試算してみてください。合法的に3年くらいのスパンで整理することを進言し、昨今の物価高騰の折、鑑み、反対の意見とします。ご理解ください。

○議長(小林 悟) 次に、賛成討論を求めます。賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立多数。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、権利の放棄について(水道料金及びメーター使用料に係る債権)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。反対討論。5番佐藤義久議員。16です。

○5番(佐藤義久) 議案第16号、反対意見。

水道料金に係る債権についての放棄には、私は現時点で賛成できません。

債権放棄は何のためか、市民の理解が必要に考えます。だから回収に尽力しなくてもできる技です。民間企業だと倒産です。あとは市民感情に悪影響を及ぼすものと推察いたします。議案第15号の反対意見と同じ考えです。

私の案ですが、議員も収入未済額、つまり未収金として決算書に記されていると思います。これをチェックしたでしょうか。責任は生じると思います。本人が生活困難、破産、死亡、行方不明などと追跡不能とのことでしたが、私は件数も金額も膨大であります。市民への影響、市民への説明も必要です。市民の理解と今後においても議会の承認が必要ではないでしょうか。不良債権を処理するために試算してみてください。今回は合法的に3年くらいのスパンで整理することができるようです。昨今の物価高騰の折がら鑑み、反対の意見といたします。ご賛同願いますようお願いいたします。

○議長(小林 悟) 次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、市道路線の認定、廃止及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。  
この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

#### 【予算特別委員長の報告】

○議長(小林 悟) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。15番菅原龍太郎予算特別委員長。

○予算特別委員長(菅原龍太郎) 令和5年第1回定例会 予算特別委員会審査報告書。

令和5年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年3月3日、15日

2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、佐藤義久、澤井昭二郎、堀井克見、藤原典男、中川光博、菅原秀雄、石井和人、西村 武、鑑 仁志、伊勢潤、佐藤敏雄、小林 悟、鈴木 司(3月15日)、菅原龍太郎

3. 欠席委員 鈴木 司(3月3日)です。

4. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

5. 書記 議会事務局 鈴木千秋さんをお願いしております。

6. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第18号、令和4年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)についてから議案第35号、令和5年度潟上市下水道事業会計予算(案)についてまでを、先般3月3日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告いたしました。

その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点

についてのみご報告いたします。

第1点として、種苗交換会開催に係る予算について。

第2点として、地域内フィーダー系統確保維持費補助金について。

第3点として、新浄水場建設工事の状況についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査をいたしました。

分科会では全ての審査を終了いたしましたので、本日15日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第18号から議案第35号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第18号から議案第35号までについて、これから討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第18号から議案第26号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第18号から議案第26号までについては、一括採決により採決します。

これから議案第18号から議案第26号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第18号から議案第26号までについては一括討論を行います。



討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号から議案第26号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第26号までの9件は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第27号から議案第35号までの各会計予算(案)については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第27号から議案第35号までについては、一括採決により採決します。

議案第27号から議案第35号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第27号から議案第35号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号から議案第35号について一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第35号までの9件は委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第42、議案第36号 令和5年度潟上市一般会計補正予算(第1号)(案)について】

○議長(小林 悟) 日程第42、議案第36号、令和5年度潟上市一般会計補正予算(第

1号) (案) についてを議題とします。

議案第36号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長(筒井弥生) それでは、本日お配りしました説明資料の1ページをお開き願います。

議案第36号、令和5年度潟上市一般会計補正予算(第1号)(案)についてご説明いたします。

はじめに、1、予算の規模でございます。

補正前の額147億7,700万円、補正額1億8,945万2,000円、補正後の額149億5,945万2,000円でございます。前年度当初予算との対比は4億2,545万1,000円で、2.9パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が1億8,934万7,000円、一般財源が10万5,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

2、補正予算の内容についてご説明いたします。

1、新規、あきた出産おめでとう給付金事業730万5,000円は、子育て家庭を応援するため、出産・子育て応援給付金と合わせて祝い金を支給するものでございます。支給額は、令和4年4月1日以降に生まれた子ども1人当たり2万円でございます。

2、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億8,214万7,000円は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化を予防するため、ワクチン接種を継続実施するものでございます。

国では、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日からインフルエンザ等と並ぶ5類へ引き下げになることを踏まえ、先般3月7日でございますが、令和5年度の接種方針を示しており、本市においても対応するものでございます。

令和5年5月からの開始を予定している春開始接種の対象者は、65歳以上の高齢者、5歳から65歳未満の基礎疾患等を有する者及び医療従事者等であり、1回の接種でございます。また、その後の9月から開始を予定している秋開始接種の対象者は、春開始接種の対象者を含む5歳以上の者であり、1回の接種でございます。

なお、春開始接種の対象者は秋開始接種の接種時にも接種することができることから、春と秋で2回接種することができるものでございます。

接種会場につきましては、集団接種が4年度と同様で市民センター「かたりあん」と

市民センター「昭和館」、個別接種が市内医療機関でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、今後も国の情報が入り次第、随時対応してまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 新規の事業、あきた出産おめでとう給付金事業についてちょっと質問させていただきます。

令和4年の4月1日以降に生まれたお子様がいる世帯に向けてということになります。730万5,000円、何世帯分に当たるものでしょうか。それと給付金、あとそれと連絡の方法等もお知らせいただければ幸いです。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度に生まれたお子さん180名、それから、令和5年度に生まれるお子さん180名の合わせて360名分を計上してございます。

また、通知についてでございますが、国の出産・子育て応援給付金事業につきましては、今回の補正予算で計上しておりますので、この議決され次第、早めに通知を出してお知らせするというところでございます。

また、今回のあきた出産おめでとう事業でございますが、これは来月の4月1日以降開始というふうになりますので、4月1日以降に入りましたら早めに対象となる方にお知らせをするというふうにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 令和5年180名の予定というふうなことでありましたけれども、この県の事業は、令和5年いっぱい続くものというふうに考えてよろしいものでしょうか。180名以上を超えるということはあるのかちょっと分からないんですけども、そこから辺も踏まえてちょっとお知らせください。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

県からは先日晒された要綱によれば、まず令和5年度についてということでございます。国の給付金事業に合わせた支給対象ということになってございます。

それと、そうですね、すいません、180名についてでございますが、例年、出生数につきましては180名を超えるということがありませんので、160から170前後というふうにみておりますので180名というふうに、まあ転入した場合等も、今後のことも考えて180名というふうに計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 180名を超えることはないというふうなお話ではありましたが、万が一の話をしますけれども、希望をもってたんですが、180名を超えることがあった場合は、改めて考えていただけるというふうな事業でしょうか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

180名を超えた場合には補正等で対応したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） （2）の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお聞きします。

春開始接種ということで、①、②、③の医療従事者まで何人ぐらい予定してるのかっていうことと、あとは、接種の際にね、人数が満たない場合は、基礎疾患ない方でもその希望によって受けることができるのか、そこら辺について伺いたいと思いますけれども。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

春接種についてでございますが、①番の65歳以上、それから②番の5歳以上65歳未満の基礎疾患を有する方、③の医療従事者等でございますが、これについては、初回の2回目まで接種した方が対象となります。約1万3,000人の方が接種を済ませておりますので、この方たちが対象となるわけですが、約、このうちの8割、1万400人程度が接種するものというふうに考えております。

また、秋接種についてでございますが、この秋接種につきましても初回の1回目、2回目を終了した方が対象になってきます。5歳以上の初回接種を終了した方は約2万7,500人おりますので、このうちの70パーセント程度、1万9,300人ぐらいが接種の対

象とみて準備を進めているところでございます。

また、春接種を基礎疾患がなくてもできるかという2つ目のお話だったと思いますが、基礎疾患のある方をまず先に接種するというところで、国の方では昨年10月以降、オミクロン対応型の2価ワクチンというものを接種を開始しております。この接種につきましては、5歳以上の接種ということになっておりますので、開始が昨年10月からでしたので、順次こう接種が進んできているわけですが、早い方が65歳以上と、それから、ここに、①番、②番、③番の方たちが昨年10月、早めに開始しているということですので、その後開始したい人については重症化リスクが少ない方ということになりますので、秋接種の対象というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番、再質問ありませんか。

○8番（藤原典男） ありません。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

**【日程第43、発議第1号 潟上市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について】**

○議長（小林 悟） 日程第43、発議第1号、潟上市議会の個人情報の保護に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第1号について、提案者の説明を求めます。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） それでは、皆様のお手元にも配付させていただいておりますけれども、潟上市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、私から提案理由の説明をさせていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

令和5年3月15日提出

潟上市議会議長 小林 悟 様

提出者 堀井克見

賛成者 菅原秀雄、賛成者 鈴木壮二

以上であります。

それから、提案理由でありますけれども、個人情報保護に関する法律が改正され、議会は、地方公共団体の機関から除外されることとなったことから、引き続き、本市議会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（「議長、動議」の声あり）

○議長（小林 悟） 動議の声があります。動議の内容を確認するため、2番鈴木壮二議員の発言を許します。

○2番（鈴木壮二） 潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）について、提出したいと思います。

○議長（小林 悟） 賛成者おられますか。賛成者。

○2番（鈴木壮二） あ、読みますか。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月15日提出

潟上市議会議員 小林 悟 様

提出者 鈴木壮二

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 5時35分 休憩

.....  
午後 5時42分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

ただいま2番鈴木壮二議員から説明のありました、潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてに関わる動議については、2人以上の賛成者がありますので成立しました。

潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）についてに関わる動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（「動議はいいけども、発議として採決するとはどういうことなのか」の声あり）

○議長（小林 悟） 発議ではありません。動議を認めました。それで、今、この動議について追加日程にすることに、今、採決しております。このとおり採決しますので、賛成の方は起立願います。

（「これね、同じ事を…」の声あり）

○議長（小林 悟） 関係ない。議事進行。賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、この動議は日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

【追加日程第1、潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） これから潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。2番鈴木壮二議員。

○2番（鈴木壮二） 潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月15日提出

潟上市議会議長 小林 悟 様

提出者 鈴木壮二

賛成者 鑑 仁志、菅原理恵子、鈴木 司、藤原典男

提案理由。潟上市の人口約3万1,000人の方々は、市と関わりを持ちながら生活をしております。第3条7号では「市から補助金等の交付を受けている団体の代表はできない」とあります。商工会や自治会等々のボランティア活動を制限するものであり、また現行の政治倫理条例では、一般市民である親族の経済活動を制限するほか、市議選への立候補を制約することにもつながることから、条例を改正するものです。

2ページをご覧ください。

潟上市議会議員政治倫理条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号を削る。

第8条第1項中「若しくは就業の報告義務又は市工事の請負契約等に対する遵守事項等」を「又は就業の報告義務」に改める。

第13条を次のように改める。

（関係私企業の届出）

第13条 議員は、就任した日以後において議員又は議員の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）がある場合は、当該関係私企業の名称等を記載した届出書（以下「届出書」という。）をその事由が生じた日から30日以内に議長に届け出るものとする。なお、届出書の内容に変更が生じた場合は、書面をもって速やかにその旨を議長に届け出るものとする。

2 前項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）同居 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届け出が同一世帯となっていることをいう。

（2）企業 一定の経済的事業の遂行の目的を持って、人及び物を有機的に組み合わ



せた経営主体（その経営主体が私人であるか公の法人であるかを問わない。）をいう。

（３）実質的に経営に携わっている企業

ア 役員をしている企業

イ 資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

ウ 経営方針に関与している企業

3 議長は、届出書については、4年間これを保存するものとする。

4 議長は、届出書の写しを速やかに市長に送付するものとする。

5 議長は、届出書の議員本人に関わる概要を速やかに公表するものとする。

6 市長は、届出書の関係私企業と工事請負契約（実質的に元請負と異ならない下請負を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約を締結した場合は、その契約の内容を議長に報告するものとする。

7 議長は、前項の報告を受けた場合は、公表するものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた行為については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） これ、まず動議のね採決は8対9というか、9対8というか、まあそれでまず可決されたと。で、今会議を進めていって、これはそうすればどういう、発議の取り扱いなんですか、何ですか、これ。動議まではね。

○議長（小林 悟） 発議です。

○7番（堀井克見） 発議。発議だとすれば、これはあれでしょう、認められないことですよ。ということは、潟上市議会の運営規則、申し合わせね事項等々の中で、きちっと要件があって、その上でね、きちっとプロセスを経て、そして議会運営委員会等々経ながら、発議としての認定をしていくと、そして日程に追加していくと。議会のね、潟上市議会のルールで、もう明らかになってますよ。これをね全くやらないで、もう荒唐無稽なもののやり方だ、私に言わせると。やるっていうこと自体が民主議会としてあり得ないこと。これね議長の裁量権、良識と職権でもってね、動議まではよしとしましょう。

発議するまでの段階のプロセスをきちっと踏むまでね、議長がやはりね、きちっとこれはね整理してくださいよ、議事をね。

はっきり、さらに具体的にね申し上げますが、局長、議長、あなた方2人に問う。潟上市の発議に至るまでのプロセスの条件というものを明確に定めたものありますから、それちょっと読んでみてください。議長、議長読んでみて。それを読めば一目瞭然で分かるから。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 5時52分 休憩

.....

午後 6時43分 再開

○議長（小林 悟） 会議を始めます。再開します。

これは動議として取り扱いますので、このまま進めます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「はい、8番」の声あり）

○議長（小林 悟） まず、賛成討論だな。

反対討論からお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 反対いない。せば、次に賛成討論をお願いします。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 提出されております動議に対し、賛成の立場から討論いたします。

最初に、入札制度について申し上げます。

本市の令和3年4月1日から令和5年の3月31日までの入札参加資格者名簿を拝見しますと、市内業者は一般土木では46業者、建築では17業者、大工では9業者、左官では5業者、とび・土木・コンクリートでは42業者、屋根では17業者、電気では11業者、舗装では32業者、まだまだ業種はありますが、主なものはこれだと思います。そして市外、市外の業者は建築一式に限って述べますと、114業者となります。

一昔前であれば、相指名業者を呼んで工事内容とか説明会がありました。その中で業

者同士が顔を合わせます。説明会後に業者が入札するかしないか話もたれていたようですが、その後、入札制度が改善され、電子入札による入札で誰が入札に参加したのかしないのか分からず、入札金額も分からないようになっており、金額については落札後に公表となっております。さきに挙げた業者の数に自分が落札するために連絡をし、もし仮にとれば、すぐに通報があり、ばれてしまうし、そのようなことはできないはずで、そこで議員の関係する業者が落札するために議員の力を誇示させて落札できる状態なのではないでしょうか。それは不可能です。議員の力を誇示して工事をとることはできません。そのような入札制度なのだと思います。

憲法22条は、何人も公共の福祉に反しない限り、居住移転及び職業選択の自由が保障されております。しかし、本市の倫理条例は、議員の関係する業者は工事を控えなければなりません。職業選択の自由が保障されず、制限されております。憲法の本質とは相入れぬものです。

国会では議員も300万円までは請負をすることができるようになりました。県内では地方自治法を超えるものは違法だということで、関係する倫理条例はなくしております。全国議長会もこのことについては緩和するよう指導しております。何回も倫理条例に違反しないという結論が出ているにもかかわらず、なぜ何回も審査請求するのでしょうか。政争の道具になっているのではないのでしょうか。

市民との意見交流会でも倫理条例の改正を望む声があり、市民からは異論が出ませんでした。一個人の問題ではなく、これから潟上市を背負っていく若い人たちのためにも、本市でのびのびとしっかり仕事をしていただき、本市の発展に寄与すべき土台を築くためにも倫理条例の改正が必要です。

以上、討論を終わります。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論を求めます。反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） なければ、賛成討論ありませんか。10番鈴木 司議員。

静かにしてください。

○10番（鈴木 司） 潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）について、賛成の立場から討論いたします。

潟上市議会政治倫理条例第13条においては、市との請負契約等に対する遵守事項等が規定されております。これにより、議員本人のみならず、その配偶者、一親等以内の血

族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わる企業に対し、地方自治法92条の2の趣旨に従い、市との工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約の締結を辞退させるよう努めなければならないというふうに定めております。このことは、一市民である親族の経済活動を規制するものであること、また、市議員においては、活動するもの、活動しようとするものの意欲の芽を摘んでしまっているとの市民の声もあります。国においては、地方議員の兼業規制を緩和する改正地方自治法が可決成立しております。これまでは、自治体と取引する個人事業主は議員を兼務できなかったものが、年間所得が300万円以下であれば容認するものであり、議員のなり手確保を狙いとするものであります。また、令和4年9月28日、潟上市議会政治倫理審査会の審査結果報告書においても、審査会は議員5名で構成されているが、ややもすると会派意見の持ち寄り、審査会全体としてのミッションを応えきれない状況も生まれているとしております。このことは、本市倫理条例においてもその運用等、時代の変容に応じていくことの必要性を惹起しているものと言えます。

もとより地方自治法は、本市政治倫理条例の上位法にあり、自治法を超えない範囲で遵守運用していくことが必然であります。このことを自明の理として、本市倫理条例の一部改正について賛成の立場で討論とするものであります。

以上です。

- 議長（小林 悟） 次に、反対討論ありませんか。4番戸田俊樹議員。
- 4番（戸田俊樹） ここで自由討議にして、各議員の意見を少し……
- 議長（小林 悟） ちゃんと、今、反対討論を求めているのですから、それに従ってやってください。なければ、賛成討論を求めます。
- 4番（戸田俊樹） 議長の裁量権で自由討議を求めていただきたいと思います。
- 議長（小林 悟） 賛成討論を求めます。3番藤原仁美議員。
- 3番（藤原仁美） 政治倫理条例が作られ約10年、これまで政治倫理条例13条に抵触する、しないの審査が数年に及び実施されてきたことは、市民の多くが知るところです。条例解釈の難しさの中、議員同士の審査であることが、市民の中には、議会の中のいさかいととられており、議員本来の仕事をしてとのお叱りを受けることも事実です。

今、社会では議員のなり手不足が取りざたされていますが、潟上市では議員のみならず自治会役員や様々な団体の役員の担い手も不足しています。地域生活を円滑に送るため、市民が幸せを実感していけるためには、市民みんながベクトルを合わせてまちづく

りをしていく必要があり、議員は市政をよりよい方向へと進めるために市民の利益を追求しなければなりません。これ以上不毛なやりとりに時間を費やすこともないよう、考えを一新し、よりよい議会運営を行うためにも条例の改正を進めるべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論を求めます。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 政治倫理条例の一部を改正する条例に、改正に反対する立場で討論を行います。

まずは、ただいま賛成議員が3人ほどとうとうと述べておりますけれども、議員数は18人で、先ほどこの動議を認めるか認めないかで8対9というふうな形になりました。本来であればですね、こういう発議や動議、まあ動議はまたちょっと違うんですけども、ある程度の会派の意向なり、並びに議員全員のある程度の意見を議長並びにその責任者が吸収した上で判断をされるべきではないかと思うわけです。そうしますと、過去の政治倫理条例の抵触する人、これはまずは地方自治法の請負禁止や兼業の禁止、または倫理条例ができた段階で各町内の役員の中で報酬をもらったり、まあ補助金をもらって会の運営をしてる代表になるのは慎みなさいということで、私もその一人として任期を全うして辞めております。

今回のこの件はですね、やはり請負を禁止してる条例に触れるということで何回か倫理委員会を開催して、数年にわたって審査をしてきました。で、今回もですね、市の方から3月の議会に対して、議長に市当局から関連する議員の会社が除雪の請負をしてるということで出てるわけですから、これを我々は、まあ私もですけども、やはり見逃すことはできないと。悪法も法なりで、今現状は触れるんだと。ただし倫理委員会の中では、さきの去年の倫理条例の違反の審査の段階では、まあ賛否両論で、とりあえずはこの倫理条例にはもうちょっといろいろ考えなきゃいけないだろうということで収まったけれども、その後、一議員から、この審査が終わった後に裁判で我々を提訴したわけです。名誉棄損と損害賠償事件だということで民事で争ったわけですけども、これについては棄却されてるわけです。そういうふうな状況からしますと、今回もまたこのように出てるわけですから、何ともこれを防ぐにはというよりも、いずれは改正しなきゃならないだろうと。先ほど所得制限というふうなことで300万だと言うけれども、売り上げだと思えますけどもね。会社の役員の報酬が300万ってことはほとんどあり得ないわけですから、請負金額は中小企業社、自営業者の、まあ範疇であればそのくらいならい

いだろうということで、まだ決定はしていないはずですが、ですから、そういうところを考えるならば、少しは時間をお借りして、さきに、1か月前、2か月くらい前には発議として出すということで4名の連名で出されました。議会運営委員会では、当事者に関わることについては少し遠慮していただいて、後日改めてこのことについては話し合いしようというふうなことでいろいろまあ議会運営委員会を閉会したわけですが、そういうことから考えますと、やはり今議員のなり手がいないと、または高齢者になってきて大変だと、過疎化するということが大変だと。いわんとするのはこれは将来のためだといってもですね、喫緊の問題とは私はまだ考えておりません。

そういうことで、今回はこの条例の発議・動議は認めるとしても、6月定例会までの間にもう一度差し戻しして提出されるなら、その間3か月ほどありますから、当局ともいろいろ相談し、自治基本条例についても、この3月19日、ご案内があったように10周年記念をするということになっておるわけですから、ここはお互いに矛を収めるべきではないかと思っ、この条例については私としては反対いたします。

以上です。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありますか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 私は、潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場から一言申し上げます。

昨年12月10日、地方議会議員の兼業規則を緩和する改正地方自治法が国会で可決成立しました。本年3月1日より政令として施行され、自治体から業務を請け負う個人事業主に関しても、年間取引額が300万円以下であれば地方議会議員選挙に立候補することができるようになりました。皆さんご承知のとおり、これまでは自治体と取引がある個人事業主は、地方議員に立候補できませんでした。こういった規制緩和の動きは、地方議会議員のなり手不足の解消を見込んでのものであります。

昨年、全国の地方議会議長に行ったアンケートの調査結果では、無投票で議員が選出された市区町村議会は271市町村、前回2018年調査時の230市町村と比べ1.2倍に増えており、事実、昨年本市議会議員選挙でも無投票当選となり、潟上市設立以来と聞いています。少子高齢化、人口減少社会となっているこの状況では、更なる工夫が必要になってくるものと思っております。

こういった議員のなり手不足が問題視されている中において、本市議会議員政治倫理条例にあります第3条第7項、市からの補助金等の交付を受けて運営している団体の代

表者に就任しないこと、政治倫理基準の遵守に関わる第13条の市との工事請負契約、業務委託契約及び物品購入契約の締結の辞退、関係私企業の就職の制限は、時代に逆行していると言わざるを得ないものであり、まさに提案理由にある市議選への立候補を制約している可能性があるものと考えられます。また、議員のみならず、その親族、一市民の営みにまで制限が及ぶこの条文は行き過ぎと考えます。

本市発注入札、工事請負の状況を見ると、市内業者、準市内業者合わせて95業者が令和4年度の本市発注件数61件中58件、95.1パーセントを受注しております。また、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略による原油価格の高騰、物価上昇を影響を受け、補助金事業、助成金等を利用されている企業もあります。窮地に立たされ、それでも地元を根を張り、地域と深く関わりながら、我らが潟上のためにと奮励されている事業家、歴史ある創業系一族も少なくありません。こういった地元を思う個人事業主や法人の代表が市民の声を市政に反映させるため、市民生活をよりよくすべく、市民目線に立って様々な業務に当たるため市議会議員を目指す、その障がいになっているものと私は考えます。

もちろん本市議会議員政治倫理条例が必要ないわけではありません。むしろ、第1条、第2条は、我ら市議会議員の倫理において定石と言えます。崇高な精神で自己を厳しく律し、常に高い理想を追い求め、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与する、そのために我らは議論を重ね、日々研鑽を積まなければなりません。この尊い倫理観を維持しつつ、また、新たな仲間、担い手を広く求め、未来へつないでいくことこそが我ら現職議員に求められているものと考えます。

私は、こういった観点から、潟上市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）に対し、賛成するものであります。

以上で、16番伊勢 潤の賛成討論を終わります。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論を求めます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） なければ、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから動議を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成のは起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林 悟） 賛成多数。したがって、動議は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

---

午後 7時06分 閉会



署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 菅 原 理恵子

〃 署名議員 鈴 木 壮 二